

「個人情報保護マネジメントシステム実施ハンドブック」簡易版 第23章

個人情報保護監査研究会

第23章 例外処理について

23.1 例外処理について

個人情報の取得・利用・アクセス・提供において、例外的な処理が発生した場合は、「4000PMS 例外処理申請書」によって、その理由を明記し、個人情報保護管理者の承認を得ます。

「4000PMS例外処理申請書」を使用する場面	
3.4.2.1	個人情報管理台帳に特定しない場合。
3.4.2.3	特定の機微な個人情報の取得に際し、同意を省略する場合。
3.4.2.4	本人から直接書面取得に際し、同意を省略する場合。
3.4.2.5	個人情報を3.4.2.4以外の方法によって取得した場合、本人に通知または公表を省略する場合。
3.4.2.6	本人からの同意を省略して、利用目的の範囲を超えて利用する場合。
3.4.2.7	本人にアクセスする場合に、本人への通知・同意を省略する場合。
3.4.2.8	個人情報を第三者に提供する際に、本人の同意を省略する場合。

「4000PMS例外処理申請書」(一部)

↓該当する項目	↓ に☑すること	201 / /	201 / /	201 / /
<input type="checkbox"/> 3.4.2.1 個人情報管理台帳に特定しない場合。 (3.4.2.1)	<input type="checkbox"/>	業務マニュアルに取得から廃棄までの手順を規定している。		
	<input type="checkbox"/>	BtoBで取得し、利用目的があきらかである。		
	<input type="checkbox"/>	その他:		
<input type="checkbox"/> 3.4.2.3 特定の機微な個人情報の取得に際し、同意を省略する場合。	<input type="checkbox"/>	a)法令に基づく取得である。		
	<input type="checkbox"/>	b)人の生命、身体、又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である。		
	<input type="checkbox"/>	c)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である。		
	<input type="checkbox"/>	d)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。		
<input type="checkbox"/> 3.4.2.4 本人から直接書面取得に際し、同意を省略する場合。	3.4.2.5のただし書き			
	<input type="checkbox"/>	a)利用目的を本人に通知し、又は公表することによって本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある。		
	<input type="checkbox"/>	b)利用目的を本人に通知し、又は公表することによって当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある。		
	<input type="checkbox"/>	c)国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。		
	<input type="checkbox"/>	d) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる		
3.4.2.6のただし書き				
<input type="checkbox"/>	a)法令に基づく取得である。			
<input type="checkbox"/>	b)人の生命、身体、又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である。			
<input type="checkbox"/>	c)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同			

次回は、「第24章 マネジメントシステムの統合化」をご紹介します。> [目次へ](#)

個人情報保護監査研究会 <http://www.saaj.or.jp/shibu/kojin.html> 以上